

日常生活の講願局 (一)

羽出浦庄座古文書 (古)

贊助会員 安部弥右衛門

本号では、漁村に於ける人々の日常生活の中から出てきた、いろいろな懇願届を紹介しよう。このような懇願、届は、税収と治安維持のために必要であり、又地領への出入、通行料及通行手形を藩から交付して、帷帶させる必要があり、また交付した手形は、旅行の目的を果し帰村した時に又、届書き添えて藩庁に返納したのである。又予定していた期間を過ぎても、村に帰還せぬ者は、いっては、村役人から其旨を藩庁に報告書を出して、いたようである。

(第一資料)

社立出帆御断之事

一 老練 二 桜帆 三 同 四 滅 五 沖船頭 六 自身 七 加子 八 居浦 九 源四郎	十 友助 十一 船 十二 洪干賀 十三 煮干賀	十四 地下
--	----------------------------------	-------

右之船荷物積立、未だ十日出帆仕瀬戸内追罷登申度奉
願候、御慈悲之上ヲ以御往來被爲、仰付被下候ハ、八難
有仕合可奉存候、依此段御断申上候以上

○高野新酒屋の「虎と鷺」すこぶる雄大だが、虎の表が河馬に似てゐる。○和泉糸店の二十四考は上出来、才々から才々まで自家にて雪景色を現す。箭ほり湯は清麗、○伊東小蘭物店の富士山と竜、○白井煙草会社カ竹に虎、○今休金物店の猿每年ながら傑作、○同吳服店の京人形、○武藤復物店の牛引き、○河久糸店の大と菊花、○今喜乾物店の梅、新店のイルミネーションは斬新、○柴田骨董店及瓢箪と鷺、片や力弁慶、見立細工の眞體を得たり。○今泉吳服店(今理)の瓢箪に豹、○組馬屋ミシン店の浦島太郎、○米屋吳服店(毛川)の浦島に乙娘、○富高葉店の波の引船、○池勘の洋燭、薄点々近し、○大久米乾物店の蟹の巻上り、○戎樓の洋燭、○深津写真館の盆栽、○油屋旅館の狸の腹鼓、至極簡單ながら面白、意匠、○平川青物店の二見浦、○長岡醤油店の懶々と教盛、○清水魚具店の山羊の裝、○佐賀廢物店の力牛千山唯一の力牛、意匠技可共によし。○菫菜子店の涼船、○今牧唐津店の自動車、奇抜、○ますや廢物店の琵琶歌、○丁字屋の文福茶室、○竹田摩萬物店の光秀下駄丸、○日本平雜貨店の忠慶卿、○保光乾物店の虎と竜、上出来、○泉保洋品店の狐忠信、○浦谷金物店の四君子、精巧無比、申し分なし、○今泉洋物店へ今武の飛行機、○日本茶店の鑑七とおみわ、○和泉乾物店の木闌記十段目、○井次穀物店の神靈天子の渡し等々

(終)

進 上

印 二月八日

三役人印

〔第二資料〕

社立出帆御断之事

地下

一毫般

六夏帆積荷物

淡干加
烹干加

次士郎船

市 藏

藏 市

佐沖船頭自身 加子居浦候平 同萬太郎

右之者共走用二十二日奉願豫州喜木津追罷越外延昧
一日罷歸申候 依此段御願申上以 上

正月二十三日

役人印

吉之船荷物積立末ル廿八日出帆往瀬戸内追罷登公段
奉願以御慈悲之上ヲ以御往來被爲 仰伸被下以八八
幕有仕合可奉客以 依此段御断申上以 上

卯正月廿六日

三役人印

奉願口上書

用出浦百姓

兵衛

藏

古之者之爲稼(註二)御領木浦へ當年中罷越申度奉願以
又

久治

部

右之者共要用御座公下井府内御城下へ罷越申度奉願以

(註二)一

古之者共走 书面之通奉願以 右願之通被爲 仰伸下
外以足難有仕合可奉客以 依奉願以延如件

安政二年四月十二日

役人印

進上

五正月廿二日

役人印

古之通御浦奉行所に差出申以

進上

〔註一〕 壬戌嘉永六年

〔第三資料乙〕

賞

市 藏

藏 市

右之者共走用二十二日奉願豫州喜木津追罷越外延昧
一日罷歸申候 依此段御願申上以 上

正月二十三日

役人印

進上

市 藏

藏 市

〔第四資料〕

用出浦百姓

兵衛

藏

古之者之爲稼(註二)御領木浦へ當年中罷越申度奉願以

久治

部

右之者共要用御座公下井府内御城下へ罷越申度奉願以

(註二)一

古之者共走 书面之通奉願以 右願之通被爲 仰伸下
外以足難有仕合可奉客以 依奉願以延如件

安政二年四月十二日

役人印

進上

市 藏

藏 市

〔註二〕 瞬御領木浦 瞬今ノ宇田町木浦 当時以宇田町
日岡藩の領地也 おのづ

〔註三〕 府内御城下 今ノ大分市内のこと 背後大分を
府内と称してい矣

覽

利出浦

雅

五文拾九歲
藏

梅

五式拾三歲
藏

喜

五式拾三歲
平

進

上

進

上

從

人

連

印

利出浦百姓直吉家內

重

太

即
郎

右之者共水夫二罷登中度奉存外依而此段御斷申上外
越申外延張四日罷歸申外依而此段御斷申上外以上

豆十二月五日

〔第六資料〕

覺

利出浦百姓

同

火

治

郎

同

辰

辰

郎

右之者共當四月廿二日奉願阿御城下八罷越外延
七日罷歸申外

〔第六資料〕

奉願口上書

利出浦百姓直吉家內

重

太

郎

右之者為豫伊豫春藏船加子二被酒座瀨戶内追罷登申外
度奉願外右願之通被仰仰誠下外八罷有往合可奉
存外延如件

嘉永六年十一月十日

役人中印

進上

(往安政二年)

卯十二月八日

役人中

以上

進上

覽

利出浦百姓直吉家內

重

太

即
郎

右之者共當四月十二日奉願府外御城下八罷越外延
七日罷歸申外

豆十二月八日

從

人

連

印

〔第七資料〕

覺

利出浦百姓

同

火

治

郎

同

辰

辰

郎

〔第八資料〕

覺

但当四月十二日奉譲尔

羽柴浦百姓

喜

兵

藏

同

喜

藏

幸頭口上書

羽柴浦百姓

友

和

助

市

右之首共書面之通奉願聞御使木浦入罷越外延狀廿上日
罷歸申外 依此後御斷申上外 以上

卯十二月廿六日

進 上

役

印

〔第九資料〕

覺

羽柴浦百姓

喜

藏

幸頭口上書

友

和

助

市

右之首同日奉願聞前平右衛門船加子二罷越外延未
夕罷歸外不申外

同

松

藏

〔第十資料 乙〕

入拂主丁之之歸定一左唐書

羽柴浦百姓

友

和

右之首同日奉願聞御城下へ罷越外延未夕罷歸不申外
夕罷歸外不申外

同

相

助

〔第十資料 乙〕

入拂主丁之之歸定一左唐書

羽柴浦百姓

友

和

右之首同日奉願聞御城下へ罷越外延未夕罷歸不申外
夕罷歸外不申外 依此後御断申上外 以上

卯十二月廿六日

役

印

古之首共當月九日奉譲別府入湯仕外延狀廿日罷歸外申

同 同 同 同 同 同 同

音 吉

仁太郎家政

大

叔

〔第十資料〕

別府入湯仕行く許可願

羽柴浦百姓

友

和

助

市

同 八百萬家政
同 三太郎家政
同 九兵衛家政

直

吉

吉

半

右之首共痛室所御度外下侍別府入湯仕度奉譲外
度外罷越申度奉願外 古願之趣被寫 仰付被下外八
心難有仕合二奉存外依奉譲外延如伴

喜永七寅年八月九日

役 人 印

公依而此段御讀中上公

庚八月廿一日

進上

最後の第十資料について
丁度此の二年ほど前の太田、明治・大正の頃日、当地

からも別荘への入湯行きは盛んであった。大正五年まで日佐伯がらくまだ汽車がなかつた。それが多く汽船を利用していた。

一部の人又自己所有の船に、家族の外に近所の人は乗
乗させて別舟に往復した。別舟では一部の人は船に起居
し、一部の人は街の温泉宿に泊つて、半ヶ月位入湯一にて
帰るが通例であつた。

江戸時代にも多く船を利用したとの考え。陸を往復するに及、佐伯から中、谷を越え、野津・大綱・戸次大分と、臣民現在の国道十号線沿線を歩かねばならない。それで強健立人以外には不可能な旅程であったのにちがいない。

セイタカアワダチソウ

この間、森木の奥から薪籠に登ったが、驚いたことに竹越峠(大)けのこことうござの谷筋に、セイタカラワダチソウが群生して、黄色い花をつけている。人里から五六十キロ離れて、しかも峠路は全く草でふさがれていって、この谷間に、どうしてニンニク花の種がはこばれてきたのか、旧藩時代以来、佐伯地方と津久見を結ぶ最短距離、徒々殿原のお郡廻りの経路に当つてしまひ、手入を行き、往来する人や牛馬の通行が多かつたといつ。

今は年には三度、造林地へ通つて、犬を連れた獵師が通り往來。これらは人命ほどまでも林道の外見、ほとんど人が越來越る。時々轡(くわ)を止めとめ致し方ではなく、そして谷間のセイタカラワダチソウである。ちぐはぐな妙な感じである。

九月二十三日と二十四日に、大分県地方史研究会、大分県地理学会、大分探勝アルコウ会共催の、標記の探訪に参加した。古藤田木、岩田正城両会員も参加して佐伯舞を観た。以下探訪の跡を記して、御参考に供した。

コースは左回の通り、二十三日从大分—犬飼—竹田—
一力宮—大津—萬池—山鹿。二十四日从山鹿—久留米—
日田—玖珠—別府—大分が方々だ。
以上二日で同ルル乗車した。大分交通の貸切バスニ

卷之三

合編成で旅へたが、

乃帝之納之矣。大會

卷之三

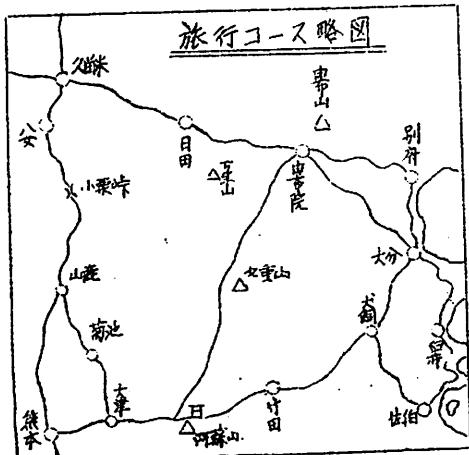
して、謹明に当つて
下さつたことは有難

「ことであつた。

までの国道も、舗装

が完了していく。一
々は快適に初秋の
野を走った。幾度

旅行ノ一又略圖



阿蘇・菊池・山鹿・久留米地方
の史跡めぐりの記

本會會長 高大嘉吉